

# 熊本県市町村合併推進構想(第1次)の概要

## 構想作成の趣旨

- ・県としては、市町村の行政体制の整備を図る観点から、引き続き、自主的な市町村の合併を推進することとしており、「市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)」に基づき、「熊本県市町村合併推進構想」を定めるものである。
- ・今後、本構想を踏まえ、それぞれの地域における検討が深められることを期待するものであり、県としても、市町村合併の推進に積極的な役割を果たすこととする。

## 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な考え方

### 1 旧合併特例法における市町村合併の状況

- ・旧合併特例法に基づく積極的な推進の結果、全国的にも本県においても市町村合併が進んだ。
- ・県内市町村の規模能力の拡充が進み、広域的なまちづくり等に取り組むための一定の素地ができた。

| 【市町村数】 | H11.3 | H18.3 |
|--------|-------|-------|
| 全国     | 3,232 | 1,821 |
| 熊本県    | 94    | 48    |

### 2 市町村を取り巻く環境の変化について

- ・今日、市町村を取り巻く環境は、大きくかつ急激に変化している。
- ・市町村はこれらの環境変化を踏まえ、自らの責任と判断により、質の高い行政サービスを提供するため、行政体制の整備等が求められている。

#### (1) 地方分権の進展

(2) 人口減少・少子高齢化の進行

(3) 生活圏域の拡大

(4) 行政ニーズの複雑・多様化

(5) 国、地方を通じた厳しい財政状況と行政改革の推進

### 3 本県における市町村の望ましい姿

#### 自立した行政体制の整備

- ・分権型社会における総合的行政主体として、人材・権限・財源を充実し、より自立した行政体制の整備が必要。
- ・そのためには、市町村の規模能力の充実強化が望まれる。
- ・政令市移行の取組みは、地方分権の大きな流れに沿うもので、拠点機能向上等の観点からも、熊本市の政令市移行は必要。

#### 生活圏域の拡大と行政圏域の一致

- ・住民の生活実態に応じた行政の対応や、地域の課題を住民が主体となって対応する分権型社会実現の観点からも、日常生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい。

### 4 自主的合併推進の必要性

- ・小規模町村は、脆弱な行財政基盤となっており、地方分権時代の中で、自己決定、自己責任による多様な行政サービスの総合的、安定的な提供は厳しい状況。
- ・市町村を取り巻く厳しい環境の中で急激な行政改革を余儀なくされている市町村も多く、単独で「自立した行政体制の整備」を図ることには限界もある。
- ・市町村における人材の確保、組織体制の整備及び財源の確保等、行政体制の整備を図る観点から、引き続き、合併新法下において自主的な合併を推進する必要がある。

### 5 市町村合併の推進に当たっての県の役割

- ・市町村が、自らの判断で地域の将来のあり方を選択する自主合併が基本であるが、市町村合併は、将来の熊本県の姿をどのようにすべきかという課題とも密接に関連するものであることから、県自らの問題として捉え、積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・県としては市町村並びに県民に対する情報提供、啓発等により合併気運を醸成し、合併に向けた市町村等の取組みを支援する。

# 市町村の現況及び将来の見通し

## 1 市町村行政運営の状況

### (1) 市町村の人口規模と面積

- 市町村数及び人口1万未満の小規模町村数とも全国的に見て多い状況。

<市町村数の状況> ( )内は全国順位。

|     | 市町村数  | 人口1万人未満 |
|-----|-------|---------|
| 全国  | 1,821 | 489     |
| 熊本県 | 48(9) | 16(8)   |

### (2) 市町村の行政運営の現状

- 多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応するため人材育成や組織の充実等行政体制の整備が求められているが、専門職の配置及び専門組織の設置は、規模の小さな町村ほど難しい傾向。

### (3) 市町村の行政運営の今後の見通し

- 行政効率化が求められている中で、多くの市町村が職員数の削減、組織(課)の削減を行っている。
- 現状でも専門部署等の配置が十分でない小規模町村では、これら組織縮減等により、行政サービスの低下や安定的な提供に困難も予想される。

## 2 市町村の財政状況

### (1) 市町村の財政の現状

- 県内市町村においては、全国平均と比較して財政基盤が弱く、財政構造の硬直化も進んでいるなど、財政的に厳しい状況。
- 歳入に占める依存財源の割合も高い傾向にあり、三位一体の改革など国の政策動向に大きな影響を受ける構造にある。
- 市町村の規模が小さいほど財政基盤が脆弱で、また財政効率性から割高になる傾向。
- 以上の傾向は、小規模町村において顕著。

### (2) 市町村財政の今後の見通し

- 多くの市町村が地方交付税の削減等歳入減少を見込んでいる。
- それに伴い、今後、人件費、補助費、普通建設事業費の削減のみならず、基金の取崩し等が必要となっている。
- 特に、小規模町村において顕著で、厳しい状況。

## 3 将来人口、高齢化等の見通し

### (1) 人口の推移

- 人口減少傾向には、地域や市町村規模により程度の差異が見られる。特に、人口1万未満の小規模町村においては、熊本市周辺の一部を除けば、既に大幅に人口が減少しており、今後も引き続き、減少が見込まれる。

<人口の増減率> (加重平均)

| 人口規模  | S35 | H12   | H12 | H32   |
|-------|-----|-------|-----|-------|
| 5万以上  |     | 10.5% |     | 3.7%  |
| 3万～5万 |     | 0.4%  |     | 2.1%  |
| 1万～3万 |     | 17.3% |     | 7.5%  |
| 1万未満  |     | 38.3% |     | 15.5% |

### (2) 高齢化の推移

- 本県の高齢化率は、概ね全国の7年先を進んでいる、平成32年には29.7%に達すると見込まれる。
- 人口1万未満の小規模町村では、平成12年の高齢化率で30%を超える団体が16団体中10団体。

<高齢化率の推移> (加重平均)

| 人口規模  | H12   | H16   | H32   |
|-------|-------|-------|-------|
| 5万以上  | 19.9% | 21.8% | 28.4% |
| 3万～5万 | 22.2% | 24.2% | 30.9% |
| 1万～3万 | 24.3% | 26.3% | 32.9% |
| 1万未満  | 27.7% | 30.0% | 36.4% |

## 構想対象市町村の組合せ

基本指針において示された「おおむね人口1万未満の小規模な市町村」については、現在人口1万以上であっても10年後(平成27年)の人口推計で人口1万程度となる町村についても、行政体制、財政状況等を勘案すると、自主的な市町村合併を推進することが望ましいと考えられ、これに準じて取り扱う。旧法下での合併市町村については、合併後のまちづくりや速やかな一体性の確保を優先することとするが、生活圏域を踏まえた行政区域の形成等必要がある場合は、構想対象市町村とする。組合せについては、段階的に検討することとし、今回の第1次の構想では、まず将来的に望ましい組合せ及び検討の方向性を示し、今後、各地域の住民の合併気運の醸成を図りながら、必要に応じ、合併推進構想の追加、変更を行う。

### 【各地域における組合せ及びその検討の方向性】

#### (1) 熊本市及び周辺地域

熊本市の政令市移行は、地方分権や拠点性向上の観点から必要。現在、熊本市と周辺の計15市町村において、「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」が始まるなど、具体的な動きが顕在化しており、これらを踏まえ、引き続き具体的な組合せを検討する。「小規模な市町村」として富合町、西原村、嘉島町及び甲佐町は、今後、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

#### (2) 荒尾・玉名地域

旧合併特例法下での経緯や地域全体の一体性を踏まえ、将来的には、県北における中核都市の形成を目指す観点から、旧法下で合併した市町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、更なる広域合併に向けた検討が望まれる。「小規模な市町村」として玉東町及び南関町は、将来的な広域合併も視野に入れつつ、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

#### (3) 阿蘇地域 西原村は、「熊本市及び周辺地域」に区分。

歴史的・文化的に共通性や地域の一体性のほか観光振興等、共通の課題も踏まえ、合併市村の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、将来的には、阿蘇中北部及び南部又は阿蘇地域一体での、より広域的な合併に向けた検討が望まれる。「小規模な市町村」として南小国町、小国町、産山村及び高森町は、将来的な広域合併も視野に入れつつ、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

#### (4) 水俣・芦北地域

地域の一体性や人口減少、過疎化への対応、農業振興、まちづくり等共通の課題も多く、合併した町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、将来的には、水俣・芦北地域一体での、より広域的な合併に向けた検討が望まれる。「小規模な市町村」として津奈木町は、将来的な広域合併も視野に入れつつ、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

#### (5) 人吉・球磨地域

伝統・文化の共通性や地域の一体性のほか、高齢化、人口減少、過疎化への対応や産業振興等共通の課題も多く、地域の拠点性を高め、より広域的なまちづくりを目指す観点から、合併した町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、将来的には人吉・球磨地域一体での合併に向けた検討がなされることが望まれる。「小規模な市町村」として湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村、錦町及び多良木町をはじめ、地域全体として合併に向けた具体的な検討が望まれる。

#### (6) 天草地域

「小規模な市町村」として苓北町は、天草下島に位置し、「島」という地勢上の特性からも、将来的には合併により島としてのまとまりのある自治体の実現を目指すことが望まれる。今後、町の将来のあり方について論議がなされる中で、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

## 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

### 1 必要な措置についての基本的な考え方

- ・自主合併の推進には、市町村の長、議会、住民が一体となって、地域の将来のあり方についての検討を深めることが何より重要。
- ・県としては地域の将来を見据えた検討が深められるよう、市町村並びに県民に対する、情報の提供、啓発等により合併に向けた気運を醸成するとともに、合併に向けた市町村等の取組みが円滑に進められるよう支援することとし、次の措置を講じる。

### 2 具体的な措置の内容

#### (1) 推進体制の整備

市町村合併推進本部(知事を本部長)及び地域振興局毎に地域推進本部の設置      合併支援・相談窓口(本庁及び地域振興局)の設置

#### (2) 合併に向けた気運の醸成

広報啓発の実施      説明会・セミナー等の実施

#### (3) 情報提供・助言等

#### (4) 県独自の支援策の検討(「熊本県新市町村合併支援プラン」の策定)

#### (5) その他必要な措置

市町村合併推進構想の変更、拡充等

・地域の状況に応じ、合併推進審議会の意見を聴き、構想対象市町村の組合せの追加、変更(構想の変更)を行う。

合併の検討が顕在化しない地域への取組み

・研究会、協議会等の検討の場が設置され、議会や地域住民を交えた幅広い議論がなされるよう、市町村の取組みに助言・支援を行う。

合併新法に基づく合併協議会設置勧告等

・合併新法における合併協議会設置勧告及び合併協議推進勧告並びに協議不調に係るあっせん及び調停の措置については、本構想に基づく各地域における自主的な合併の取組みの進展状況を見極めながら、関係市町村の意見及び合併推進審議会の意見などを踏まえ、適切な対応に努める。